

## 環境影響評価法及び福岡市環境影響評価条例の対象事業の比較

対象事業		法第一種	法第二種	市条例
道路	高速道路	全て	—	全て
	自動車専用道路	4車線全て	—	全て
	大規模林道	2車線20km	2車線15km	—
	広域基幹林道	—	—	全て
	国道	4車線10km	4車線7.5km	4車線3km
	県道・市町村道等	—	—	4車線3km
ダム等	ダム	100ha	75ha	10ha
	堰	100ha	75ha	10ha
	湖沼水位調節施設	100ha	75ha	—
	放水路	100ha	75ha	—
	河川工事	—	—	2級河川1km
鉄道	新幹線	全て	—	—
	鉄道・軌道	10km	7.5km	1km
	その他	—	—	連続立体交差
飛行場		2,500km	1,875km	全て
ヘリポート		—	—	1ha
発電所	水力	3万KW	2.25万KW	—
	火力	15万KW	11.25万KW	5万KW
	地熱	1万KW	7,500KW	—
	原子力	全て	—	—
	風力	1万KW	7,500KW	—
廃棄物最終処分場		30ha	25ha	10ha
埋立・干拓		50ha超	40ha	20ha
土地区画整理		100ha	75ha	30ha
新住宅市街地開発		100ha	75ha	(その他の土地の造成)
工業団地造成		100ha	75ha	
新都市基盤整備		100ha	75ha	
流通業務団地造成		100ha	75ha	
港湾計画		300ha		150ha
運動場・レクリエーション施設建設		—	—	市街化区域 20ha 調整区域 10ha 特定区域※ 5ha
住宅団地造成		—	—	
土石の採取		—	—	
下水道終末処理場		—	—	5万人
ごみ焼却施設新設		—	—	200t/日
工場・事業場建設		—	—	5,000m <sup>3</sup> /日 4万Nm <sup>3</sup> /h 5ha
その他の土地の造成		—	—	都市計画法開発行為 市街化区域 20ha 調整区域 10ha 特定区域※ 5ha
その他の政令・規則で定める事業		都市再生機構等宅地造成 100ha	75ha	(その他の土地の造成)
				市長が審査会意見を聴いて特に必要と認める事業

※特定区域

(1)標高80m以上の地域

(2)ため池若しくは治水池(池面積が2,000m<sup>3</sup>以上のものに限る。), 河川又は海岸(港湾区域を除く。)

(3)都市計画法第8条第1項第7号に規定する風致地区, 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項に規定する特別緑地保全地区, 自然公園法第2条第1号に規定する自然公園, 文化財保護法第1項に規定する特別緑地保全地区, 自然公園法第2条第1号に規定する自然公園, 文化財保護法第249号)第25条第1項に規定する保安林